

障がい者を虐待から守りましょう

障がいのある人たちへの虐待

近年では国籍の違い、性別や年齢の差異、障がいの有無を問わずに誰もが利用することができる「ユニバーサルデザイン」への機運が高まる一方で、障がい者に対する虐待事例の報告や事件が後を絶ちません。

1995年、茨城県内の企業において、従業員として雇用されていた知的障がい者の方々に対する暴行・性的な虐待事件が明るみとなり、新聞などで大きく報道されました。

また、滋賀県でも、知的障がい者の方々を多数雇用していた企業が、長年にわたり、わずかな賃金しか支払わず、障害年金を横領したり、日常的に殴る蹴るの暴行を行っていたことが発覚し、社会的な問題となりました。

障がい者虐待の例

身体的虐待	障がい者の体に傷や暴行を加える。
性的虐待	わいせつな行為をする、させる。
心理的虐待	障がい者をぶじょくしたり、拒絶的な言葉や態度をとる。
放任・放棄	食事などの世話や介助をほとんどせず、障がいのある人の心身を衰弱させる。
経済的虐待	本人の同意なしに、財産や年金、賃金を使う。

障がい者への虐待の多くは、家庭内や障がい者施設の内部で起こり、他人の目に触れにくいことから、認知や発見が難しいとされています。

また、障がい者への虐待はあってはならないことです。

が、「絶対にしてはいけないこと」「起こるはずのないこと」という思い込みや無関心が、結果的に障がい者虐待の発覚の遅れにつながっている側面があります。

障害者虐待防止法が施行されます

こういった、障がい者の生活の場全般における虐待を早期発見し、適切かつ迅速な対応ができる体制を作るため、10月1日から「障害者虐待防止法」が施行されます。

この法律は、身体障がい、精神障がい、知的障がい、発達障がいのある人で、日常生活や社会生活に援助が必要である人を対象としています。

障がい者虐待防止のために

虐待を防ぐためには、早期の発見・対応が必要となります。障がい者虐待の通報、届出をされた方の個人情報を守られます。虐待に気づかれた方は、すみやかに自立支援課まで通報をお願いします。

虐待を防ぐためには、市民の皆さまの理解と協力が重要です。みなと一緒に暮らしたいというのは誰しもの願いです。差別や虐待など悲しい出来事があれば、その願いはかたがたしません。私たちの甲賀市に生活する一人ひとりがお互いを認め合い支えあうことで、素晴らしいまちになります。皆さまのご協力をお願いします。

障がい者の虐待に関する相談・通報、問い合わせ

自立支援課

相談支援係

☎0748・65・0707
☎0748・63・40085

防災についてのみなさんのご意見をお聞かせください

～パブリックコメント実施～

- 甲賀市地域防災計画（風水害編）修正案
- 甲賀市地域防災計画（原子力災害対策編）策定案

「甲賀市地域防災計画」について、東日本大震災の教訓等を反映した見直しを行うとともに、「原子力災害対策編」を新しく策定するための計画案を取りまとめましたので、市民の皆さんからのご意見を募集します。

○ 募集期間
平成24年10月1日（月）
～平成24年10月31日（水）

○ 閲覧場所
市ホームページ、危機管理課、地域市民センター（旧支所）の各窓口

○ 意見の提出方法

住所・氏名を明記のうえ、直接提出いただくか、郵送、FAX、Eメール等で提出してください。

○ 意見を提出できる方

当該計画に関し、意見等を提出する意志を有する個人及び法人その他の団体

問い合わせ

危機管理課 防災危機管理係

（甲賀市防災会議事務局）

☎0748・6665 ☎63・4619
✉koka10023000@city.koka.lg.jp

甲賀市長選挙

投票日 10月14日（日） 7時から20時まで

任期満了に伴う甲賀市長選挙は、10月7日（日）に告示、14日（日）が投票日です。

投票は市内95カ所の投票所で行います。安易に棄権せずに投票に出かけましょう。

◎ 当日投票に行けない方は 期日前投票を

左記のとおり期日前投票を行いますので、投票当日、仕事や旅行などで投票に行けない方は、ご利用ください。市内5カ所などの期日前投票所でも投票することができます。

● 期間／10月8日（月）～13日（土）

● 時間／8時30分～20時

● 場所／

○ 甲賀市役所 水口庁舎 3階第2・3会議室 ☎65・0667

○ 甲賀市役所 土山地域市民センター 1階玄関横スペース ☎66・1110

○ 甲賀市役所 甲賀大原地域市民センター 1階第2・3相談室 ☎88・4102

○ 甲賀市役所 甲南庁舎 1階ミーティングスペース ☎86・8010

○ 甲賀市役所 信楽地域市民センター 1階事務室 ☎82・1121

● 持参物／お手元に届いていれば、入場券をご持参ください。

◎ 音声による「選挙のお知らせ」を 無料配布します

選挙公報の概要をカセットテープに録音した「選挙のお知らせ」音声テープを無料で配布します。配布は10月11日（木）の予定です。

ご希望の方は、10月5日（金）までに電話または郵便番号、住所、氏名、電話番号を明記の上、FAXで市選挙管理委員会事務局へご連絡ください。

問い合わせ

甲賀市選挙管理委員会

☎65・0667
☎63・4561

あたたかい愛情を 必要としている 子どもたちもいます

10月は「里親月間」です

「里親」とは、児童福祉法に基づき、親の病気や離婚などさまざまな理由により家庭で生活することが難しい子どもを一時的、継続的に預かり、あたたかい愛情と家庭的な雰囲気の中で育てていただける方のことです。

家庭の温もりを求めている子どもたちが里親との出会いを待ち望んでいます。

里親には、養育里親、専門里親、親族里親、養子縁組を希望する里親の四種類があります。このほかに児童福祉施設入所中の子どもを週末などに一時的に預かっていただく場合もあります。

里親になるには、心身ともに健全で、児童の養育についての理解や熱意、児童に対する豊かな愛情をお持ちの方であれば、特別な資格はいりませんが、研修を受講いただき、県知事により里親として認定される必要があります。

里親制度に関心がある方は、中央子ども家庭相談センターまたは社会福祉課までお問い合わせください。

また、滋賀県里親大会が、今年は甲賀市にて開催されます。里親による体験発

表、アトラクションのほか、かみかみ栢木寛照氏による講演も予定されています。里親制度に関心のある方はぜひご参加ください。

■ 第55回滋賀県里親大会

日時 10月20日（土）
13時～16時10分
会場 忍の里プラザ（甲南情報交流センター）
内容 式典・里親体験発表
アトラクション
講演・親が育てば「子ども育つ」
講師 比叡山三宝蓮
慈光院住職 栢木 寛照氏

問い合わせ

中央子ども家庭相談センター

☎077・562・1121

☎077・565・7235

社会福祉課 家庭児童相談室

☎65・0660 ☎63・40085
※里親大会については、
滋賀県里親連合会事務局
☎077・522・6881